

# 既存契約見直し指針について

2017年7月26日

資源エネルギー庁

# はじめに

- 電力システム改革の3つの目的（①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大）に加えて、3E+Sを、事業者の経済合理的な行動を通じてより効率的に達成する観点から、今後も必要な市場等を整備することが重要である。
- そのため、上記の考えに基づき、去年の電力システム改革貫徹のための政策小委員会（以下、「貫徹小委員会」という。）の議論等を経て、ベースロード電源市場や容量市場、非化石価値取引市場などの新たな市場等を整備することを決定したところ。
- こうした制度改正に伴い、事業者間で締結された既存契約も、同改正が目指す趣旨を達成する形で、原則事業者間の協議を通じて、適切に見直されることが望ましい。
- 他方、個別論点毎に利害対立が先鋭化する結果、①事業者間の見直し協議が円滑に進まない、②一方の事業者の利益が最大化された結果、制度改正の趣旨が達成されないといった事態が今後発生しうる。
- そのため、貫徹小委員会における中間とりまとめにおいては、事業者間の協議円滑化を図る観点から、政府等が協議に際しての基本的な考え方等を指針等として示し、同指針等をベースに事業者が詳細な協議を行うことを求め、より効率的で公平性が確保された電力システム構築を目指すべきであるとされた。
- 本日はこうした決定を踏まえ、短期的に契約見直しの対応が見込まれる制度改正に際して、見直しに係る基本的な考え方を御議論いただきたい。

# (参考) 電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめの概要

- 電力システム改革を貫徹するため、更なる競争活性化に向けた施策と、自由化の下でも公益的な課題に対応するための施策を検討し、一体的に提示。

## 1. 更なる競争活性化

### (1) ベースロード電源市場の創設

- 新電力によるベースロード電源（石炭火力、大型水力、原子力等）へのアクセスを容易にするための市場を創設するとともに、大手電力会社が保有する同電源を市場供出させることを制度的に求め、更なる競争活性化を促す。

### (2) 連系線利用ルールの見直し（間接オークションの導入）

- 地域を跨ぐ送電線（連系線）の利用ルールを、現行の先着優先から、コストの安い電源順に利用することを可能とする間接オークション方式に改めることで、広域メリットオーダーの達成と競争活性化を促す。

## 2. 自由化の下での公益的課題への対応

### I. 環境・再エネ導入・安定供給

#### (1) 容量メカニズムの導入

- 卸電力取引の活性化、再エネの導入拡大下においても、中長期的に必要な供給力・調整力を確保するための仕組みを導入。

#### (2) 非化石価値取引市場の創設

- 高度化法による目標（非化石電源比率44%）達成と、FITの国民負担を軽減に資するため、小売事業者が非化石価値を調達できる市場を創設。

### II. 廃炉・賠償、安全・防災等

#### (1) 自由化の下での財務・会計に関する措置

- 原子力事故の賠償の準備不足分を公平に回収。
- 1 F 廃炉のための「管理型積立金制度」を創設。
- 依存度低減・廃炉の円滑な実施のための廃炉会計制度を維持するため、託送料金の仕組みを利用。

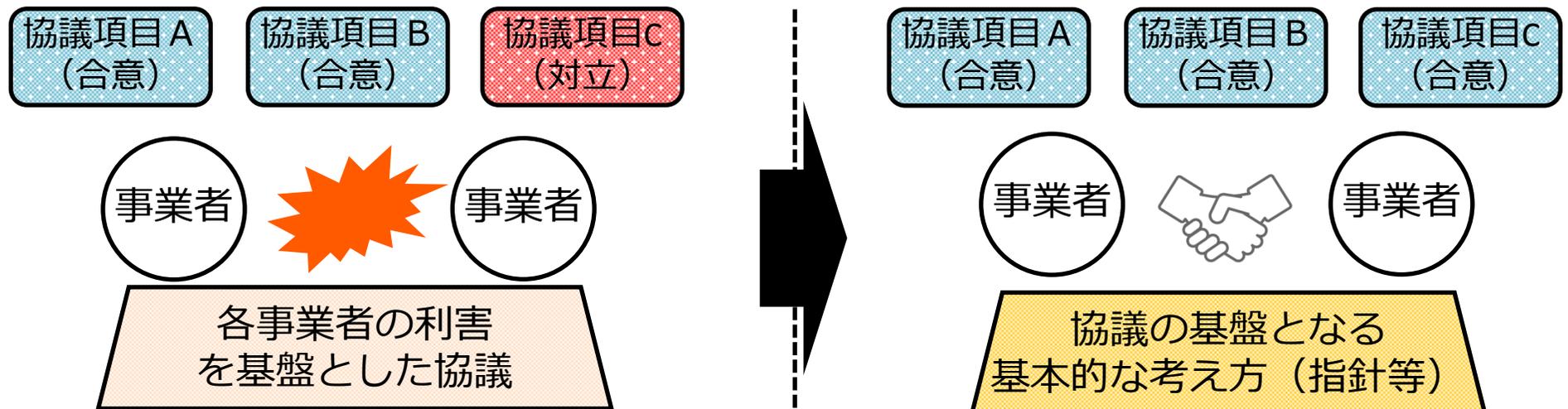
#### (2) 自主安全・防災連携の加速

- 継続的な原子力の安全性向上のための自律的システムの確立に向けた取組。

# 既存契約見直し指針の必要性（貫徹小委員会 中間とりまとめより）

- 既存契約の見直しについては、当該契約によって生じうるシステム全体としての非効率や不公平等を解消する方向で、原則として事業者間の協議を通じて行われることが望ましい。
- しかしながら、見直し項目毎に利害が対立する結果、①協議が円滑に進まない、②見直した結果が非効率や不公平等を解消しないといった事態が発生することも考えられる。
- そのため、電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめにおいては、事業者間の協議円滑化を図る観点から、政府等が協議に際しての基本的な考え方等を指針等として示し、同指針等をベースに事業者が詳細な協議を行うことを求め、より効率的で公平性が確保された電力システム構築を目指すべきであるとされた。

## 【事業者間の見直し協議（イメージ）】

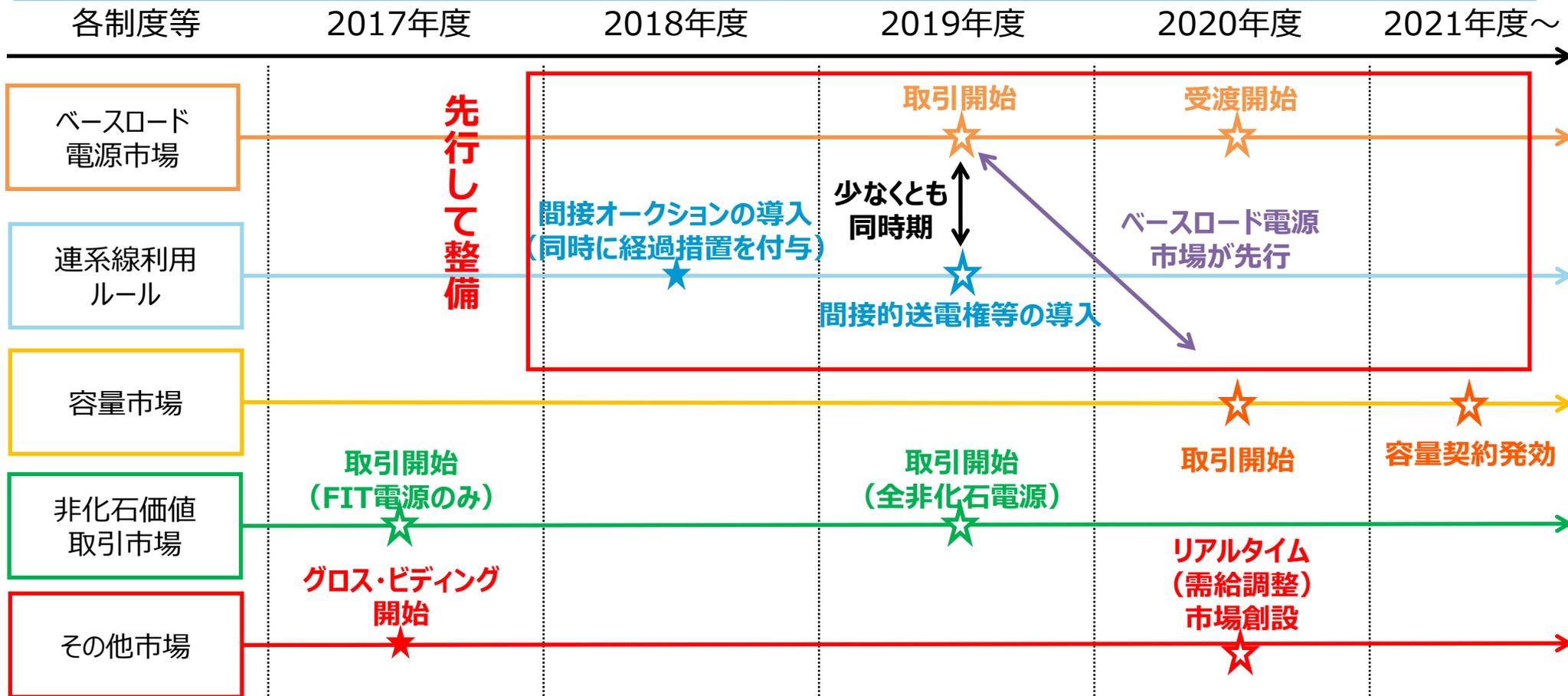


部分的な利害対立が生じた場合、協議全体が停滞

協議円滑化を通じた非効率・不公平を是正

# 今般の既存契約見直し指針の焦点

- それぞれの制度改正の時期が異なることに鑑み、まずは短期的に対応が必要な制度改正に係る既存契約の見直しに際して、基本的な考え方を先行して指針を整備することとしてはどうか。
- 他方で、ベースロード電源市場（BL市場）については、早期に対応が必要な電発電源の早期切り出し等と関連が深いため、一体的に検討することとしてはどうか。



\*先物市場についても、可能な限り早期に立ち上げることを目指し、引き続き検討。

# 既存契約見直し指針に関連する制度改革等（目次）

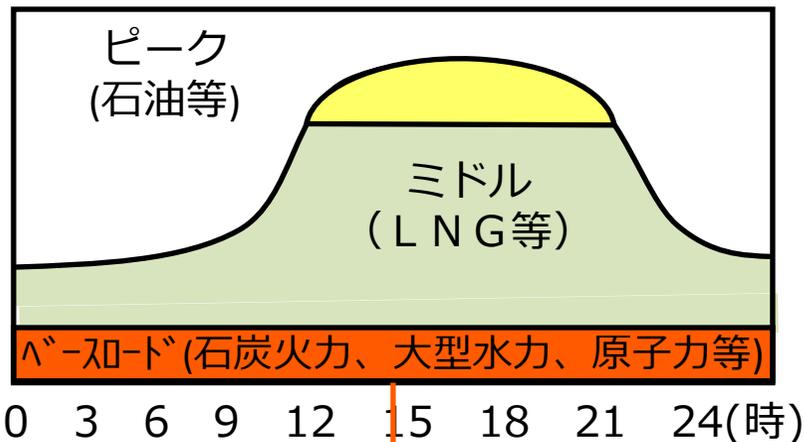
1. ベースロード電源市場  
（電発電源早期切り出しを含む）
2. 連系線利用ルールの見直し  
（間接オークションの導入等）
3. その他

# ベースロード電源市場の創設趣旨

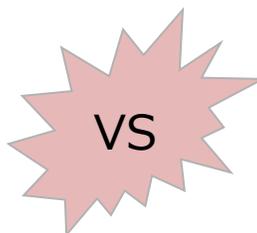
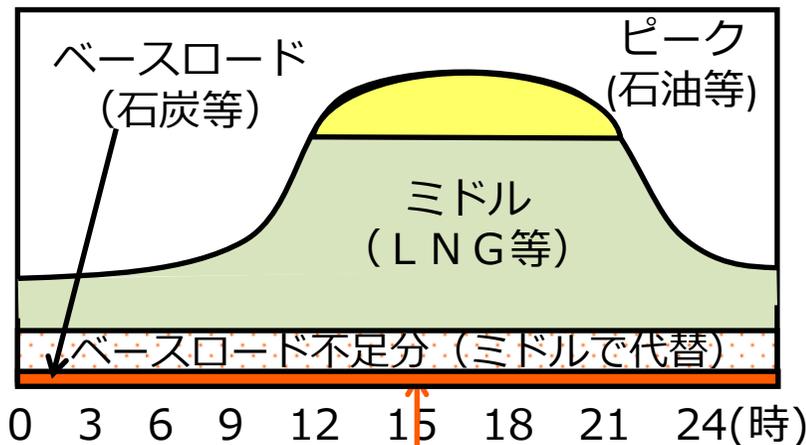
- 石炭火力や大型水力、原子力等の安価なベースロード電源については、大手電力会社が大部分を保有しており、新電力のアクセスは極めて限定的。
- その結果、新電力はベースロード需要をLNG等のミドルロード電源で対応せざるを得ず、大手電力会社と比して十分な競争力を有しない状況が生じている。
- このため、新電力も大規模なベースロード電源へアクセスすることを容易とするための新たな市場（ベースロード電源市場）を創設するとともに、同市場を適切に機能させるための実効的な仕組みを導入することで、小売競争を更に活性化する。

## 旧一般電気事業者と新規参入者の供給力構成の違いとベースロード電源市場（イメージ）

<旧一般電気事業者>



<新規参入者>



電源供出

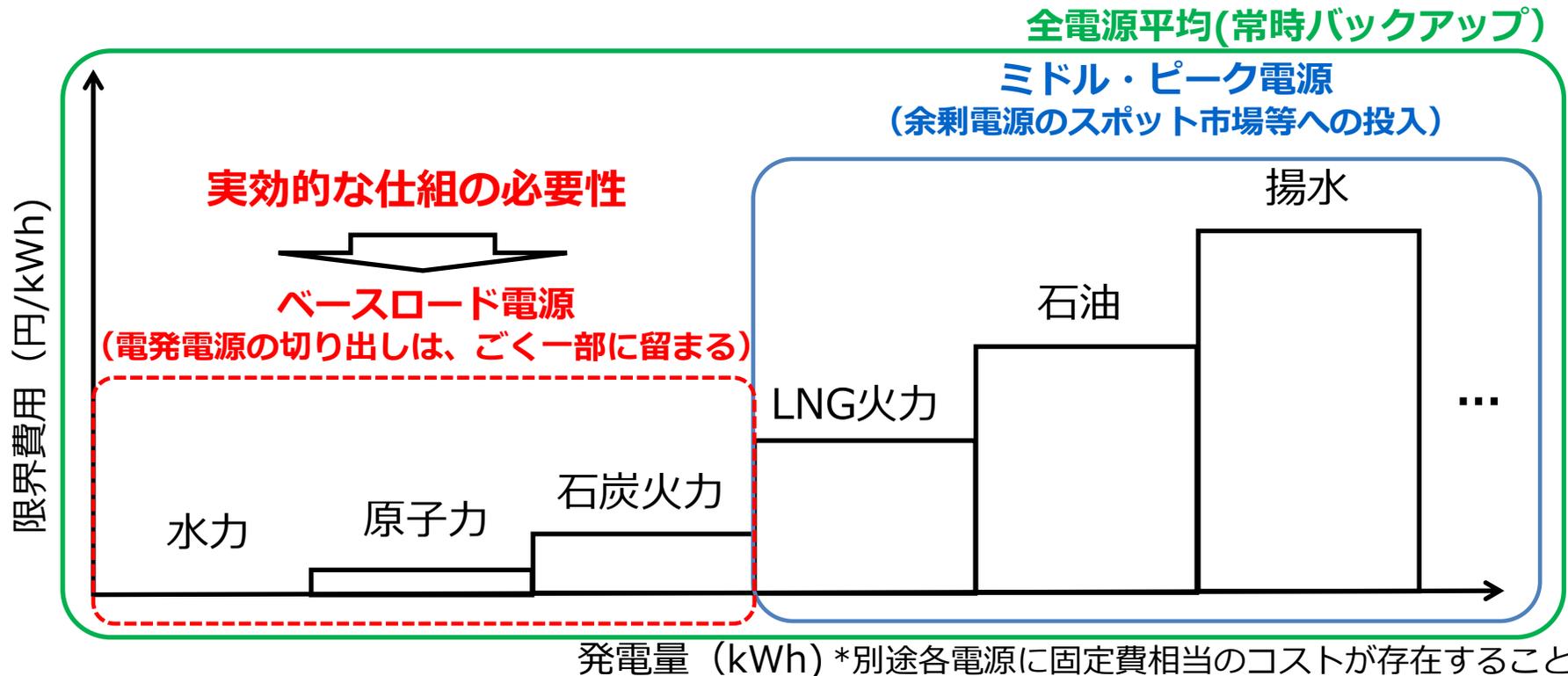
ベースロード電源市場  
(新設)

電源調達

# 実効的な仕組の必要性（電源供出の担保）

- これまでの自主的取組を通じて、旧一般電気事業者は、自社で保有等する限界費用の高い余剰電源（ミドル・ピーク電源）を中心に、卸電力取引所等に投入してきた。他方、限界費用（及び発電コスト）が安いベースロード電源については、経済合理的な判断の下、専ら自らで利用。そのため、自主的取組の一環である、電発電源（石炭火力）の切出しについては、現在まであまり進んでこなかった。
- そのため、ベースロード電源市場を機能させ、新規参入者との競争条件のイコールフットイングを図っていく観点からは、稼働済の電源に係る既存契約はベースロード電源市場創設（2019年度中に取引開始、2020年度中に受渡開始予定）までに適切に見直される必要がある。

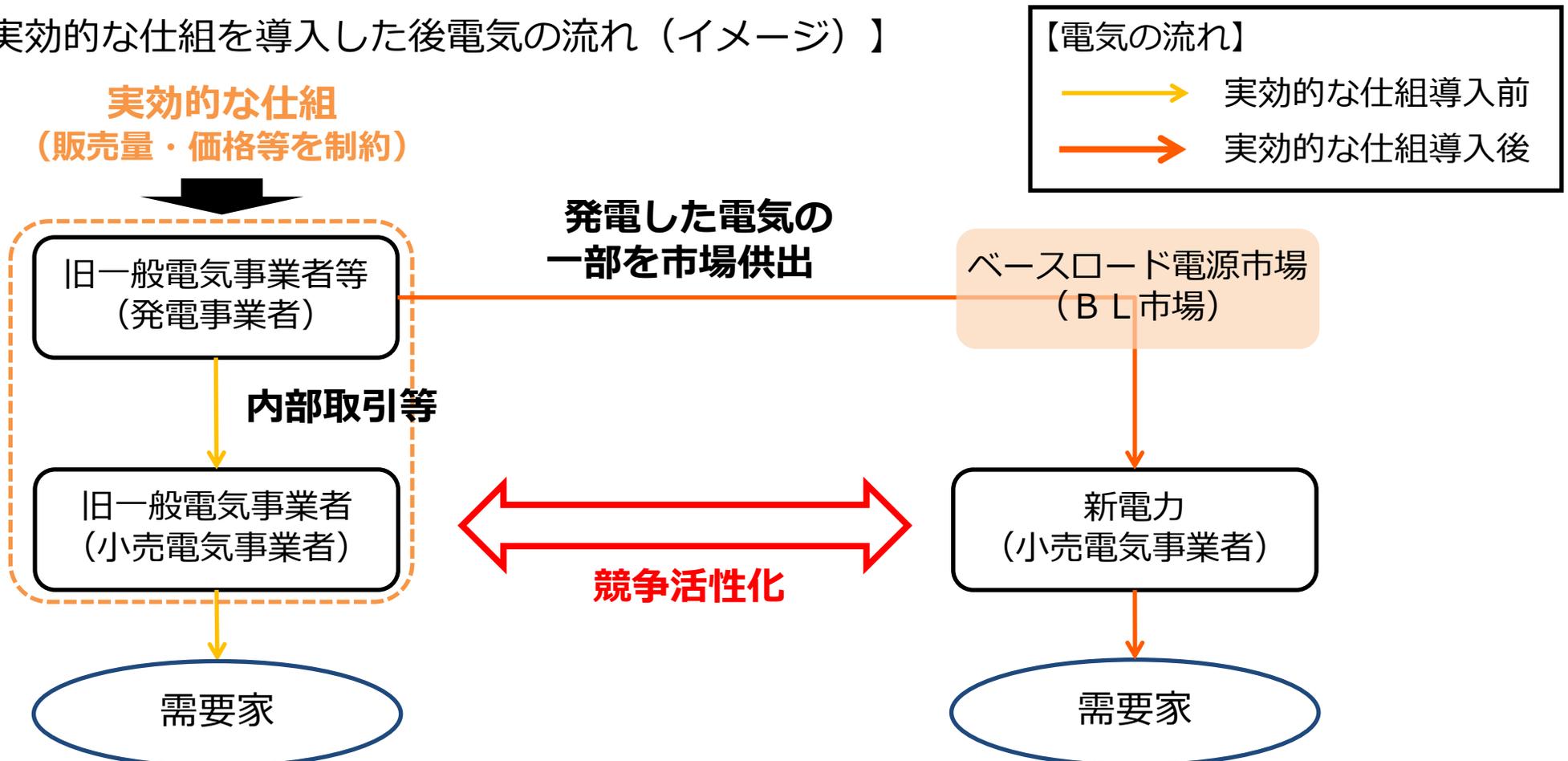
【電力会社が保有等する主要な電源と各電源へのアクセス支援措置（イメージ）】



# 実効的な仕組の基本コンセプト

- 新電力がベースロード電源にアクセスすることを可能とするためには、旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源に関連する取引に対して、一定の制約を課す必要があると考えられる。
- 従って、実効的な仕組を通じて、発電した電気の一部を、適正な価格でベースロード電源市場に供出することを、旧一般電気事業者等に求めることとした。

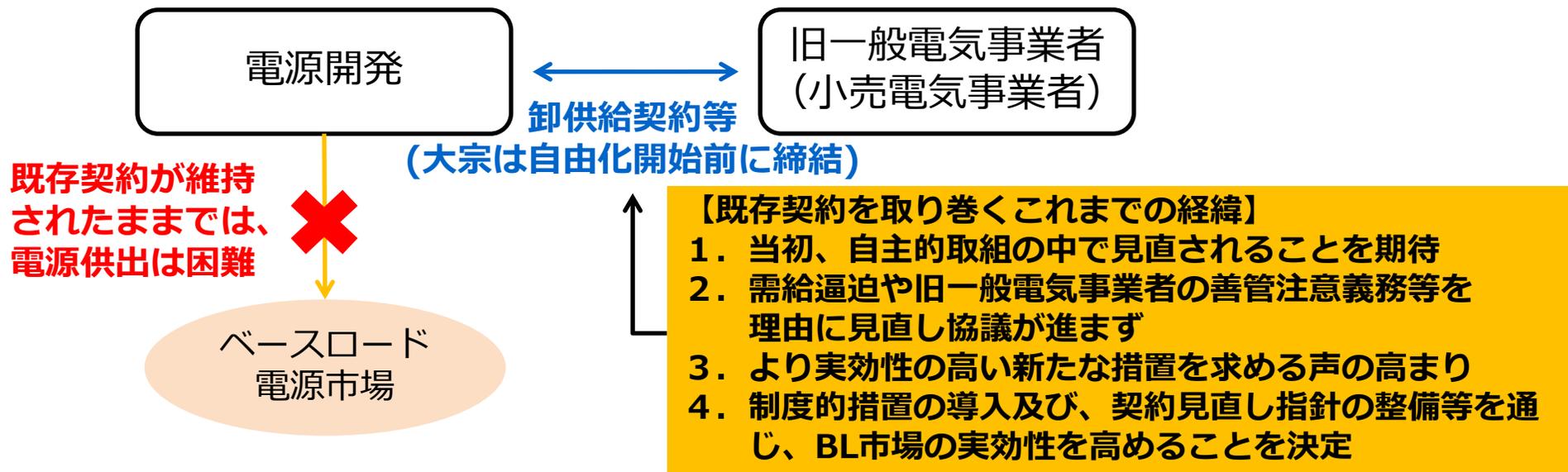
【実効的な仕組を導入した後電気の流れ（イメージ）】



## (参考) 貫徹小委員会における議論 (BL市場と見直し指針の関係)

- 電源開発が保有する大宗の電源は、平成7年の発電部門の自由化前に開発に着手したものであり、卸供給契約等を締結した時点では、卸電気事業者であった同社が、一般電気事業者以外に電気を販売することは想定されていなかった。
- しかしながら、自由化後は供給先の多様化が認められ、競争活性化の観点も踏まえ、政府としてこうした契約の見直し等 (切り出し) を自主的取組として行うこと旧一般電気事業者に期待したが、需給逼迫や善管注意義務等を理由にこれまで切り出しが進まなかったところ。
- こうした状況に鑑み、BL市場において、電源開発などの発電事業者が確実にBL市場に供出することを可能とするため、その基本的な考え方等を指針として政府が示した上で、既存契約の見直しを求めることで、BL市場の実効性を確保することが適当であるとされた。

### 【電源開発の旧一般電気事業者との契約関係 (イメージ)】



# 本日御議論いただきたい論点（BL市場関連）

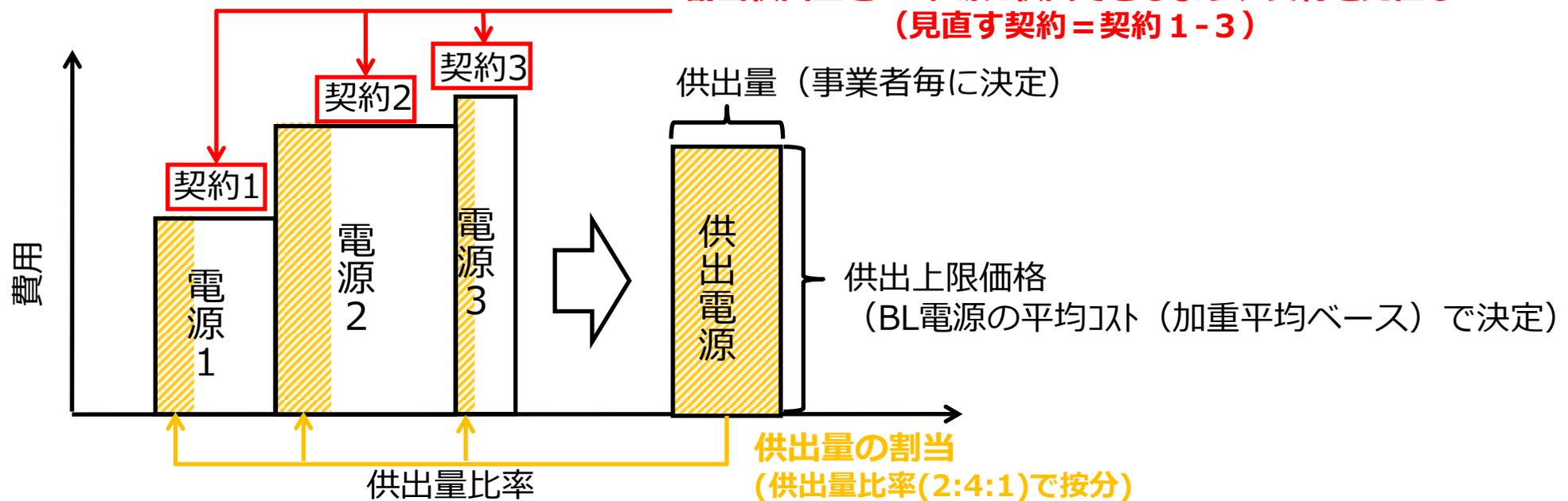
論点	概要
①制度的措置との整合性 （契約選定、量の割当等）	制度的措置との整合性を確保する観点から、見直し協議に際してどのような点に留意することが必要か。
②契約見直しに伴う対応	契約見直しに伴う変化に際して、各事業者はどのような対応することが適切と考えられるか。
③電発電源の早期切り出しに対するインセンティブ	電発電源の早期切り出しの競争活性化策を、BL市場開設前から実現するには、どのようなインセンティブを事業者に付与することが適切と考えられるか。

## 論点①：制度的措置との整合性（対象契約・各電源への供出量割当等）

- 制度的措置に基づきBL市場に供出を求められる発電事業者に対しては、保有するベースロード(BL)電源の平均コスト（加重平均）をベースとして供出上限価格以下で、同市場に供出すると考えられる。
- これを前提として、見直し対象となる契約の選定及び各BL電源への供出量の割当等に関しては、原則同ルールとの整合性に留意しつつ、決定することが適当ではないか。
- 上記に鑑み、具体的には、例えば、各BL電源の事業者ごとに決定される供出量を按分し、同量を供出するに足る契約見直しを実施することなどが考えられるのではないか。

例：発電事業者が保有するBL電源(電源1-3)の供出量比率が2:4:1で、電源毎に契約を締結している場合

**割当供出量をBL市場に供出できるよう、契約を見直し  
(見直す契約=契約1-3)**



注) ただし、ベースロード電源のみでは制度的に求められる供出量を達成できない場合や、インセンティブ制度を活用し、早期に電源切り出しを行う場合（詳細後述）などについては、この限りではないと考えられる。

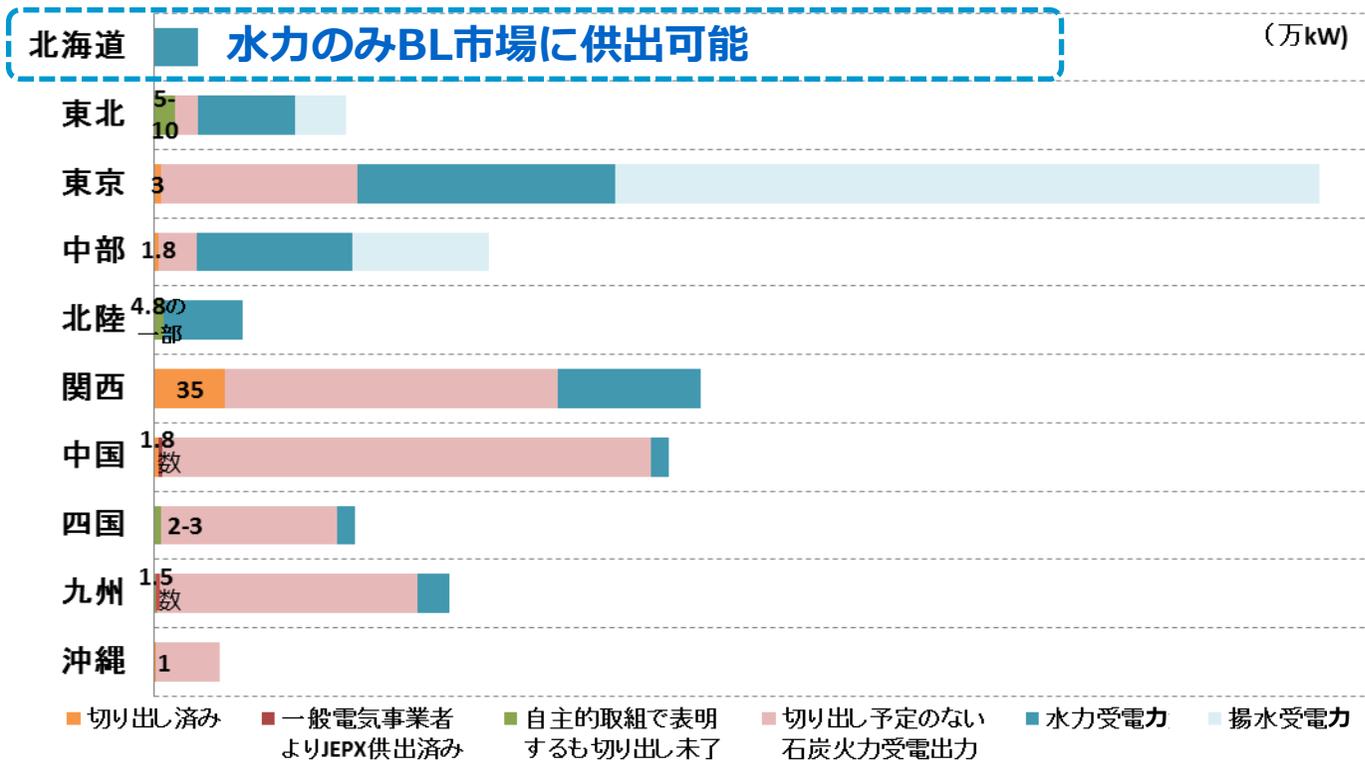
# (参考) BL市場における一般水力の扱いについて

- 一般水力については、基本的には旧一般電気事業者がベースロード電源として運用している流れ込み式水力（※）の発電コスト等を、供出上限価格を算出するにあたり、参照することが適切ではないか。
- 他方で、流れ込み式水力や他ベースロード電源（石炭火力、原子力、地熱）のみでは、制度的措置に基づき求められる市場供出を履行できない場合は、貯水池式の一般水力のベース運用部分のコスト等に基づき、供出上限価格を算出することを許容することとしてはどうか。（※）流れ込み式水力の定義についても検討が必要

## 【例外事例：北海道エリアにおける電源開発の市場供出】

電発は同エリアでもBL市場からの供出を求められることとなるが、石炭火力を同エリアで保有しないため、貯水池式水力の一部を市場供出しないと、供出量を達成できない可能性

### 各社の電発電源受電電力（イメージ）



【出典】電力・ガス取引監視等委員会  
 (第15回制度設計専門会合事務局提出資料)

## 論点②：契約見直しに伴う対応

- BL市場への供出を求められている発電事業者は、一部既存契約を見直す必要があるが、仮に見直しが行われれば、例えば、小売事業者がより高値での電源調達を行う事態や、発電事業者が計画外停止時において、従来受け取れた基本料金を受け取れないといった事態が生じる。
- こうした場合、当事者間において見直しに伴う変化に対し、何らかの対価を相手に要求することも考えられる。他方、本見直しについては、自由化の下での公益的な課題に対応するための施策とともに、一体的なものとしてBL市場が創設されることに伴い、実施されるものであることも踏まえ、いずれの事業者も、制度的措置であるBL市場への供出に当たってこうした要求を行うことは適切ではないのではないか。
- また、卸規制が撤廃され、今後各市場等が整備されることで、市場取引を念頭においた取引も生じるなど、過去の契約締結時から事業環境が大きく変化することにも鑑み、BL市場への供出が求められていない電源についても、当事者間で誠実に協議のうえ、見直しの要否を検討し、必要な見直しが行なわれることが適当ではないか。

### 【契約分類毎の契約見直しに伴う対応（イメージ）】

分類	BL市場へ供出	BL市場へ供出せず
契約見直しに伴う対応	契約相手に見直しに伴う変化の対価を求めない	事業環境の変化に鑑み、見直しの要否を検討し、必要な見直しを実施

## 論点③：電発電源の早期切り出し等に対するインセンティブ

- BL市場創設を待たず、電発電源の切り出し、競争活性化に資する取組が早期に行われることは望ましいが、旧一般電気事業者に対して、従前どおり電発電源の自主的な切り出しを求めるだけでは、善管注意義務等に鑑み、これまで同様切り出しが進まない恐れがある。
- 係る観点に鑑み、事業者間の見直し協議を加速し、電発電源の早期の切り出し等を促すべく、こうした取組に対して何らかのインセンティブを付与することが効果的であるという方向性が共有された。
- 従って、インセンティブを例えば以下のような形で、年内を目途に行う予定のBL市場の中間整理を待たず、本指針上で規定し、可能な限り早期にこうした仕組みを活用できるような環境整備を行ってはどうか。

### インセンティブ（例）

### 概要

- | インセンティブ（例）         | 概要   |
|--------------------|--|
| ①BL市場における<br>供出量控除 | BL市場創設前に切り出し等を行った場合、旧一般電気事業者の同市場創設直後の市場供出量から創設前に切り出した総量分を控除。 |
| ②切り出す電源の選択*        | 制度的措置との整合性に鑑み、電源毎の供出量は実質的に決定するが、早期に切り出される電源はこの整合性を問わない。      |

\*この場合、電源開発の供出上限価格は、切り出された電源と整合的に設定する等、例外的に何らかの措置が必要。

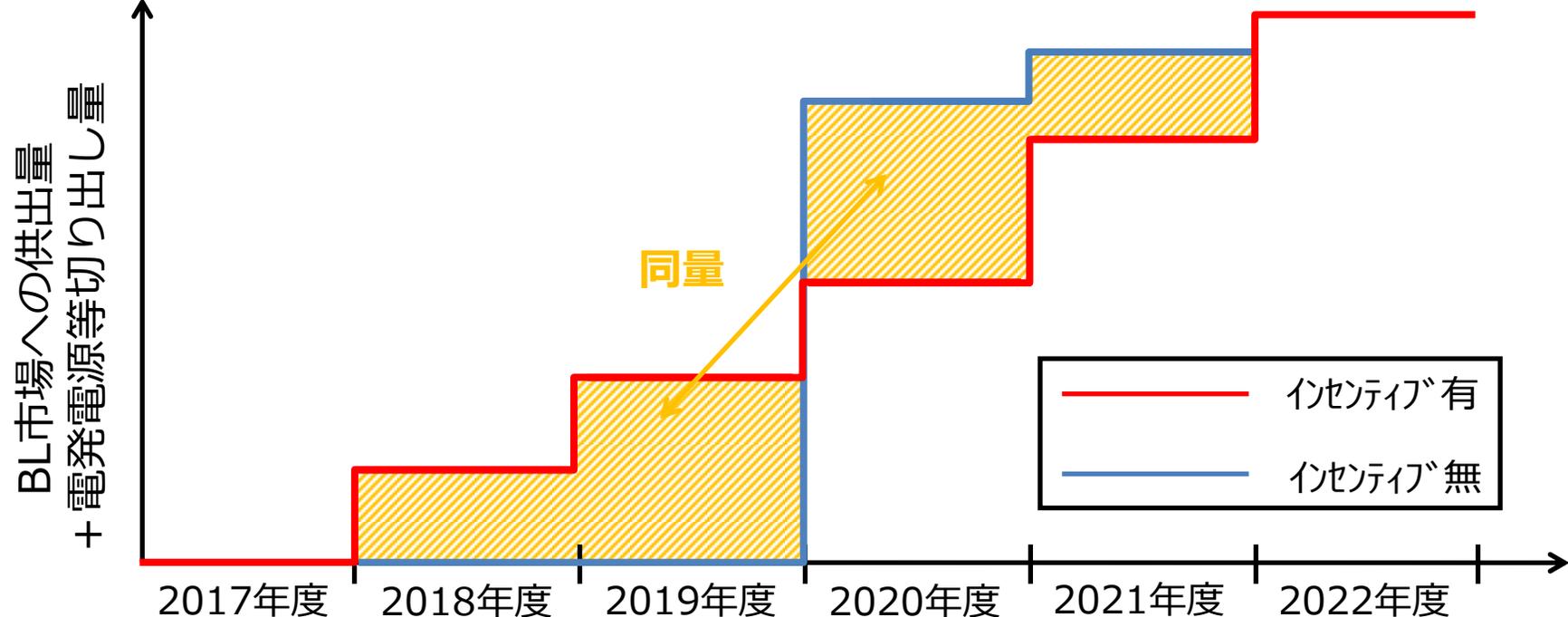
\*\*現時点では、電発電源の切り出しに限定してインセンティブを付与する方向で検討しているが、その他BL市場と同等の効果が得られる取組を早期に実施した場合の扱いについては、引き続き検討を行う。

## (参考) 電発電源の早期切り出し等に対するインセンティブ

- BL市場創設前にも、BL市場における取引と同等の効果を持つと考えられる取組（電源開発の切り出し等）が実施されることは、競争活性化の観点から非常に重要であるが、こうした取組に対し、BL市場における制度的措置との関係で、何らかのインセンティブを付与することも考えられるのではないか。
- 仮にインセンティブを付与することにより、一時的にBL市場への供出量が減る等したとしても、BL市場創設後の事業活動へ急激な変化を抑制できる観点からは、全市場参加者にメリットがあるのではないか。

### 電発電源の早期切り出し等に対するインセンティブ（例）

→ BL市場に制度的に電源供出を求められる旧一般電気事業者が、同市場創設前に電発電源の切り出し等を行った場合、BL市場創設後の市場供出量を事前に切り出した総量分控除する（※）



注) その他、こうしたインセンティブを付与する前に切り出された電発電源についても、旧一般電気事業者等の供出量算定に際して、考慮される必要があるのではないか。

# 既存契約見直し指針（目次）

1. ベースロード電源市場  
（電発電源早期切り出し等を含む）
2. 連系線利用ルールの見直し  
（間接オークションの導入等）
3. その他

# 間接オークションの導入の意義

- これまで、地域間の連系線利用ルールである「先着優先ルール」は、経済的に優位性のある電源が新規に現れたとしても、空き容量が十分でない場合は連系線を利用できないため、広域メ리트オーダー（より安い電源から動かす）の妨げとなっていた。
- また、2016年度からは制度上、先着優先ルールに基づき連系線を利用可能な事業者が、容易に電源の差し替えを行うことが可能となったため、連系線を利用できない事業者と比して、競争上極めて有利になる問題が生じている。
- そのため、入札価格の安い電源順に送電することを可能とするルール（間接オークション）を導入することで、公平な競争環境の下で連系線をより効率的に利用し、広域メ리트オーダーの達成を促す。

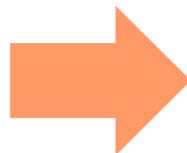
## <連系線利用状況イメージ>

（4つの利用計画分を送電できる容量があると仮定）

①～④は優先順位

①	利用計画 1 (8円/kWh)
②	利用計画 2 (10円/kWh)
③	利用計画 3 (7円/kWh)
④	利用計画 4 (25円/kWh)
	利用計画 5 (5円/kWh)
	利用計画 6 (17円/kWh)

（現状：先着優先）



③	利用計画 1 (8円/kWh)
④	利用計画 2 (10円/kWh)
②	利用計画 3 (7円/kWh)
	利用計画 4 (25円/kWh)
①	利用計画 5 (5円/kWh)
	利用計画 6 (17円/kWh)

（今後：間接オークション）

# 本日御議論いただきたい論点（連系線利用ルールの見直し関連）

論点	概要
①経過措置の取扱いについて	経過措置の対象事業者が、経過措置期間中、どのような特定契約を締結することが適切と考えられるか。
②経過措置との整合性確保	既存契約見直しに係る経過措置の対象事業者に求められる行為と広域機関・JEPXはどのように対応することが適切と考えられるか。
③電源の差し替えメリットの扱い	電源の差し替えメリットについて、当事者間でどのように取り扱うべきか。
④特定契約の見直しに関連する紛争解決制度の利用	見直し協議に際しての紛争の解決について、どのような制度を利用すべきか。

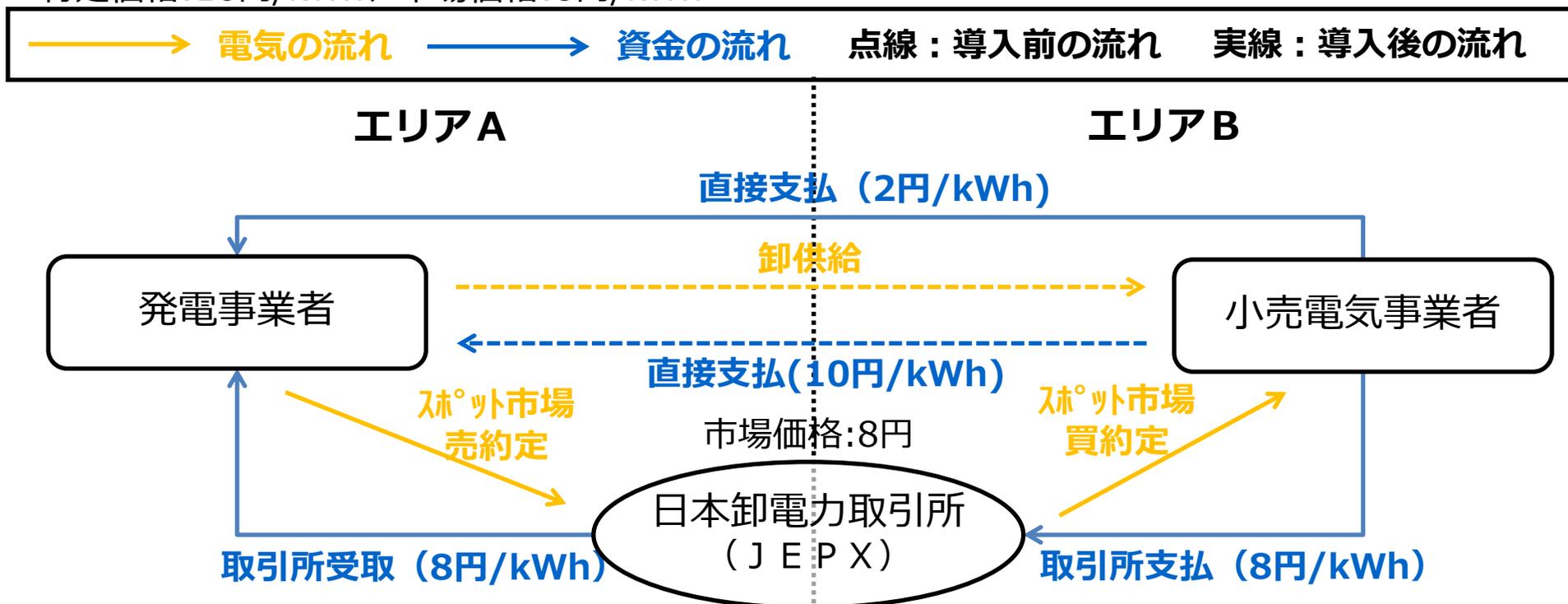
# 間接オークションの導入に伴う既存契約見直しの必要性

- 間接オークションが導入された後、エリアをまたぐ取引については、日本卸電力取引所(JEPX)を介して、電気が取引されることとなる。
- その際、スポット市場価格に基づき精算が行われることになるため、これまでと同様の契約内容を維持する場合は、制度変更の際に既存契約を適切に見直すことが適当。

【間接オークション導入前後のエリアを跨ぐ電力取引の資金と電気の流れ（イメージ）】

※ 特定契約を締結した場合

特定価格:10円/kWh、市場価格:8円/kWh



## 論点①：経過措置の取扱いについて

### <前提となる認識>

- 経過措置は、原則として、連系線の利用登録を行った受電側の小売電気事業者に付与される。従来契約の見直しが適切に行われなければ、送電側エリアの値段が受電側エリアの値段より安価となった場合には、受電側の小売電気事業者はエリア間値差相当分をJEPXから受け取れる一方で、送電側の事業者（発電事業者等）は精算を受け取れない。



### <既存契約の見直しの基本的な考え方>

エリアをまたぐ電力取引に係る契約を締結していた事業者においては、特定契約及び経過措置を組み合わせるなど、事業者間において適切に精算を行うことができる契約を締結してはどうか。

# 特定契約について

- 特定契約（※）については、以下のような内容を含むことが考えられる。

※①スポット市場を介して電力を受渡すこと、②特定価格、③特定価格の一部（市場価格）が取引所で決済されること、④残り（特定価格と市場価格の差額）を直接支払うこと、を内容とした契約を指す。

## 【特定契約（電力受給契約）の内容例】

### 目的

- 特定契約は電力の送電者が自己所有の発電所で発生した電力（及び別途調達した電力）を JEPXの前日スポット取引市場に供給し、電力の受電者がスポット取引市場から受電すること

### 電力の受渡場所

- 電力の受渡し場所（電力供給する場所、受電する場所）の特定（JEPXとすることも可）

### 電力売買

- 実需給のX日前（まで）に、実需給日の必要電力量を合意し、当該契約に定める条件に従い、JEPXの前日スポット取引市場において送電側の事業者は合意した量の売入札を、受電側の事業者は合意した量の買入札を実施する

### 売買義務の履行

- 売買義務の履行が求められることを規定化することが最低限求められ、更に、当該売買義務等が履行されなかった場合には、契約解除・補償金を請求する等の特約条項を付すことも望ましい

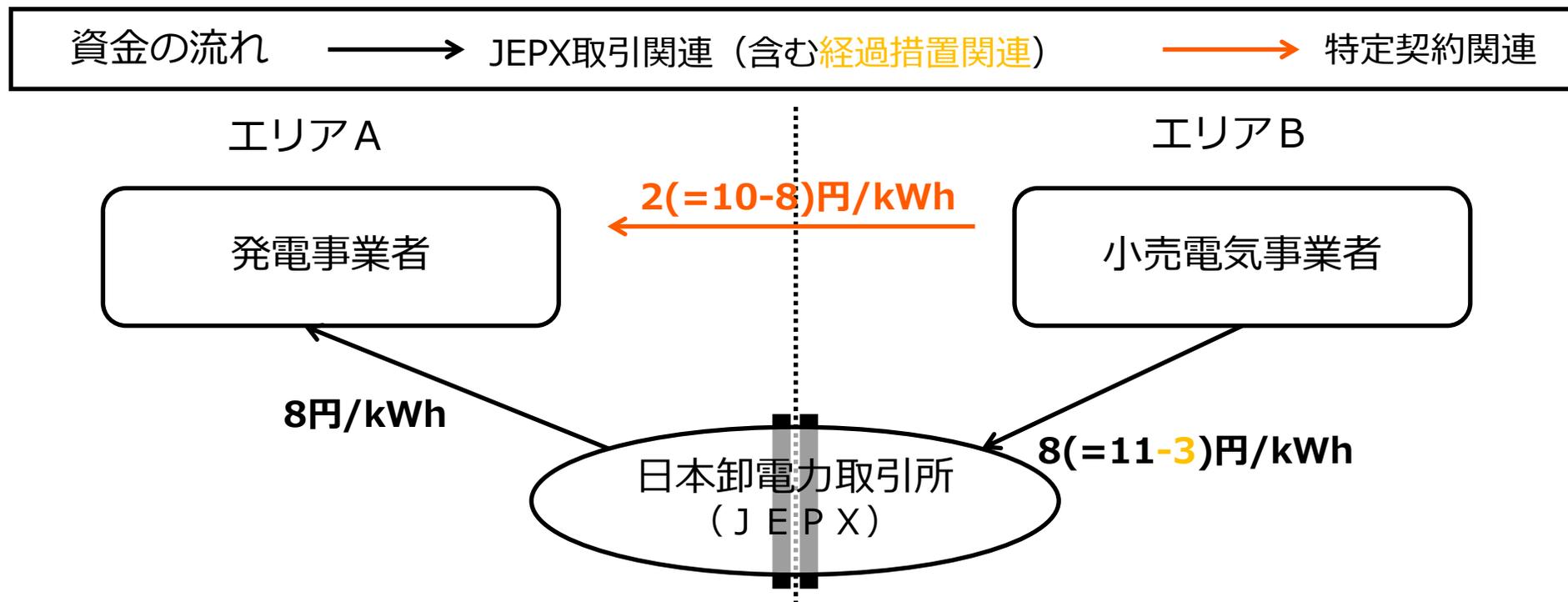
# (参考) 特定契約及び経過措置に基づく資金の流れ

- 特定契約と経過措置を組み合わせることで、先着優先ルール時と等価な取引を行うことが可能。

【市場分断時の資金の流れ (イメージ)】

※ 先着優先ルール時には10円/kWhで取引

スポット市場を介して電力を受渡すこと、特定価格を 10円/kWh、残り (特定価格と市場価格 (エリアA プライス (8円/kWh)) の差額 (2円/kWh)) を 直接支払うことを等価とした特定契約を締結した場合。エリアA プライス: 8円/kWh、エリアB プライス: 11円/kWhと仮定



先着優先ルール時同様、10円/kWhで電気を取引することが可能

## (参考) 経過措置について

- 原則として、現行ルールの下、既に連系線利用登録を行っている事業者について、経過措置を講ずることを検討。
  - 経過措置の対象事業者が、経過措置期間中、間接オークションの仕組みの下、結果として、従来と等価な相対契約を締結できるよう、以下の内容の措置を講ずる。
    - ・経過措置の対象となる小売事業者が、従来の連系線利用に準じた手続きに基づき登録（※1）（「経過措置計画」という。）を行い、この量をスポット市場へ応札し、約定した場合であって、
    - ・当該経過措置計画に記載された電気の調達元（発電契約者又は小売事業者）が、同量をスポット市場に応札した場合に、
    - ・事後的に、エリア間値差相当分（※2）を、JEPXとの間で精算するものとする。
  - 経過措置の転売については、一定の効率性向上に資する可能性があるものの、これを認めないこととする。
- （※1） ただし、連系線を利用する地位又は権利が付与されるものではない。
- （※2） 経過措置対象事業者又はその電気の調達元が、①価格の安い市場で電気を販売し、価格の高い市場で購入する場合に要する費用、②又は価格の高い市場で電気を販売し、価格の安い市場で購入する場合に得られる収益に相当。

### 経過措置概要

経過措置対象	・平成28年度利用計画として登録された長期連系線利用計画
経過措置期間	・平成30年度（2018年度）～平成37年度（2025年度）※平成28年度から最長10年間
経過措置付与者	・原則として小売電気事業者（長期連系線利用計画を登録していた事業者） ・但し、契約の相手先（送電者）との間で合意が得られる場合は、当該相手先に付与することも可能
精算方式※	・エリア間値差による追加費用が発生した場合は当該額の補填を受ける、逆にエリア間値差により収益が発生した場合は当該額を戻し精算

## 論点②：経過措置との整合性確保

- 経過措置については、従来と等価な相対契約を締結できるよう措置されたものであり、広域機関及びJEPXにより、当該経過措置対象者の経過措置利用状況を確認し検証することとなる。  
※経過措置対象者は、送配電等業務指針により、供給区域をまたいで行う電力供給に係る相手方との間の合意（特定契約）の変更又は終了等により、経過措置計画に登録している連系線利用量が減少するときは、経過措置計画の更新計画を広域機関に提出することを求められている。
- 広域機関は、経過措置対象者が特定契約を締結していないなど（※※）、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に、将来の経過措置計画又は入札内容を見直要請し、業務規程に基づき指導又は勧告を行うことが考えられるのではないか。  
※※同一事業者がスポット市場の異エリア間で売り買いをする自己約定の場合は除く。
- また、JEPXは、経過措置対象者が広域機関の見直し要請に従わない場合、当該経過措置対象者に対して、エリア間値差相当分を踏まえた精算を行わないこととしてはどうか。

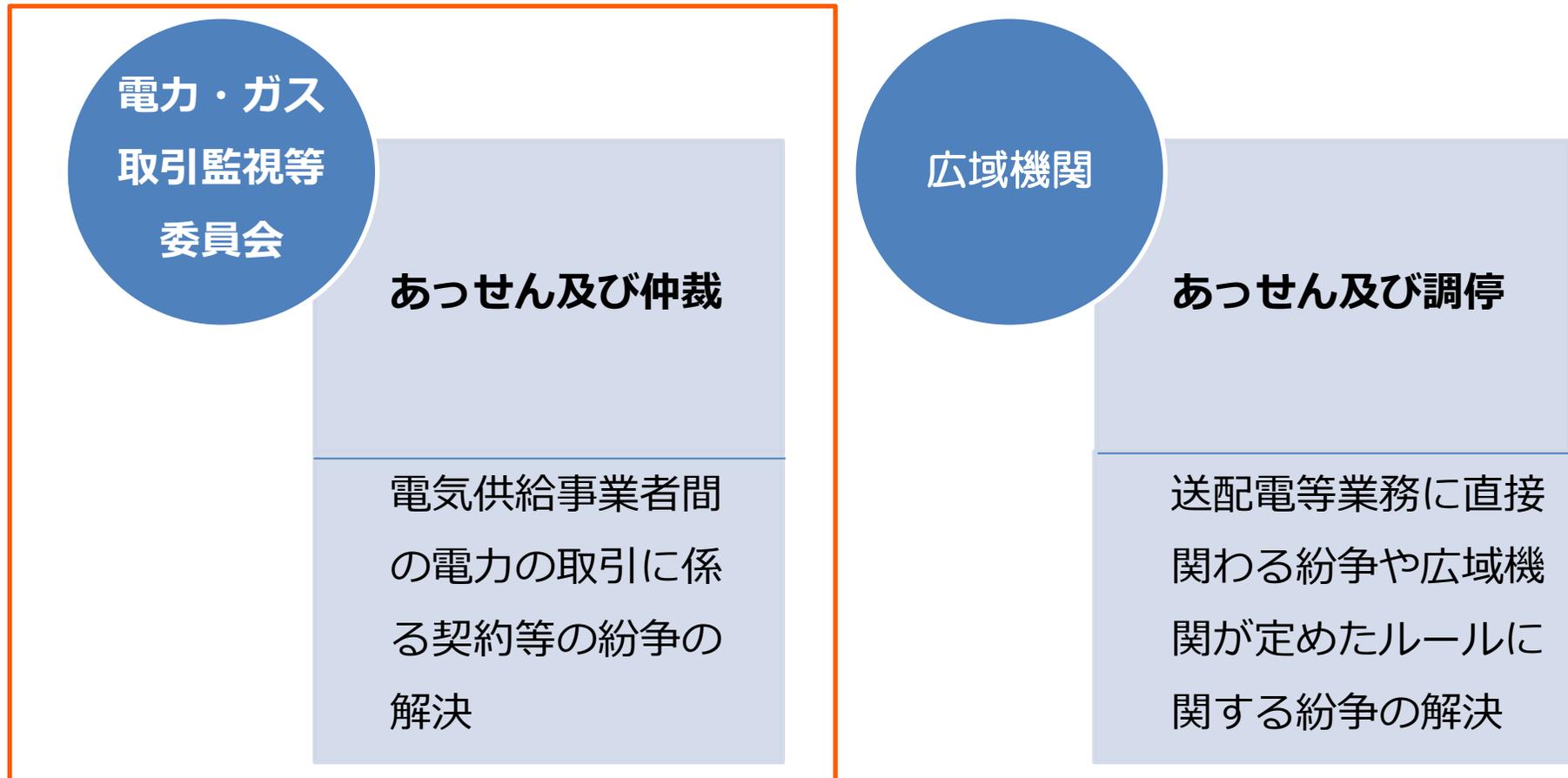
## 論点③：電源の差し替えメリットについての取り扱い

- 従来契約により電源を特定した料金体系となっている場合、今回の見直しの結果、例えば、市況（スポット市場価格）に応じて、電源の差し替えが行われることを前提にすれば、送電側の事業者（発電事業者等）には電源の差し替えメリットを得る機会が発生する。
- そのため、電源差し替えによるメリット（利益等）をどのように扱うかについては、誠実な協議を通じて決定することが適切ではないか。
- なお、このような利益の取扱いを協議するに当たっては、どのように、その額を特定するかが論点となり得る。具体的には、電源の差し替えに伴う利益の特定に当たっては、電源の限界費用の情報が必要となる一方、この情報は、経営上、相対契約の相手方には共有できない情報であると考えられる。
- そのため、両事業者は、既に公表されている情報や、契約に基づき両事業者間で既に共有されている情報に基づき、電源の差し替えに伴って生ずる利益を、どのような形で特定し、取り扱うことが需要家利益に資するののかという観点から、相互に誠実に協議を行うことが適切ではないか。

## 論点④：特定契約の見直しに関連する紛争解決の利用

- 特定契約は、電気供給事業者間の電力の取引に係る契約等に該当すると整理されることから、当該契約に係る紛争（特定契約の見直しについて協議の開始ができない／見直しについて協議がまとまらない等）の解決として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続きを利用することとしてはどうか。

### 【広域機関と監視等委員会の紛争解決制度の役割分担】

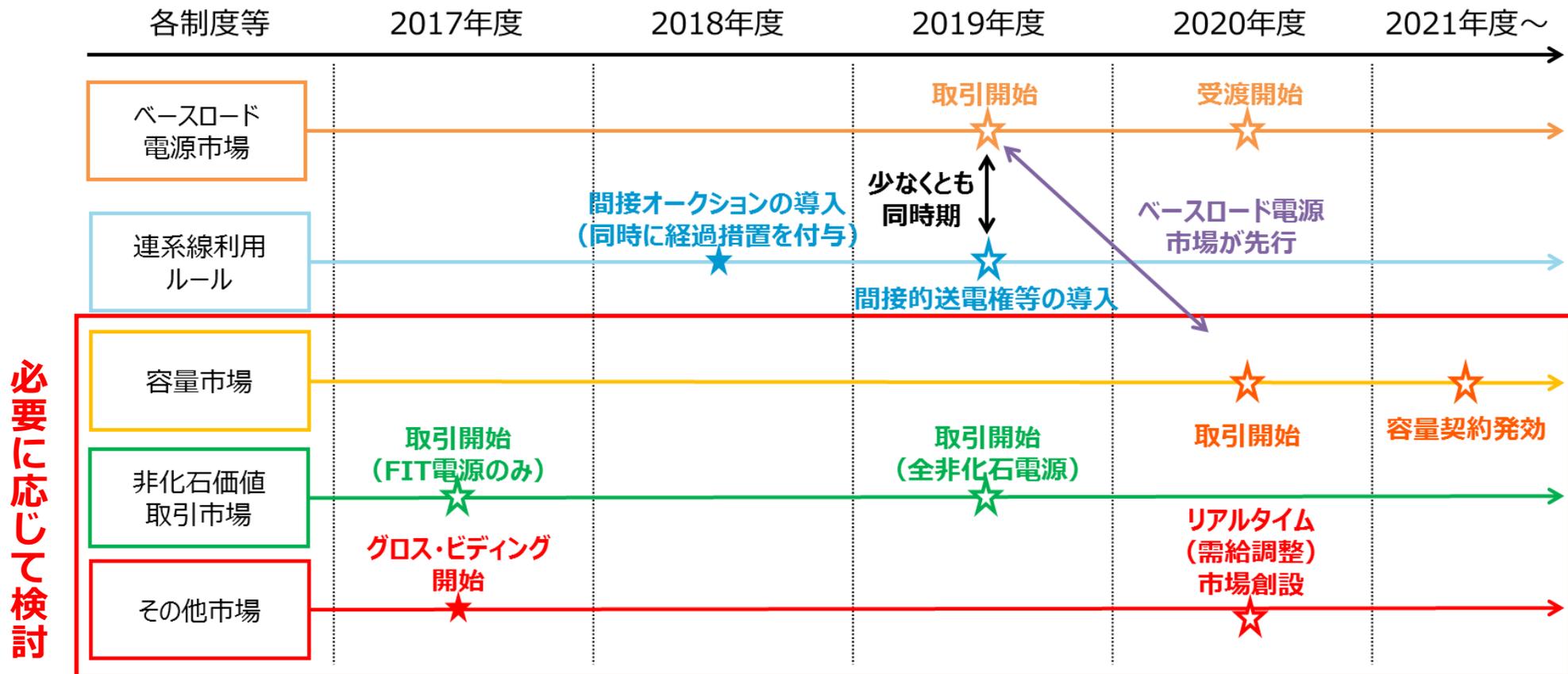


# 既存契約見直し指針に関連する制度改革（目次）

1. ベースロード電源市場  
（電発電源早期切り出し等を含む）
2. 連系線利用ルールの見直し  
（間接オークションの導入等）
3. その他

# 今後の検討課題

- 今後、制度の具体的検討を進めることとしている容量市場や非化石価値市場などについても、今回のベースロード市場等と同様に、制度の導入に当たっては既存契約の見直しを行う必要が生じることが想定される。
- したがって、他の市場等についても、制度検討の進捗を踏まえ、必要に応じて既存契約の見直しに係る基本的な考え方を示した指針を整備することとしてはどうか。



\*先物市場についても、可能な限り早期に立ち上げることを目指し、引き続き検討。